

海岸保全施設整理表(18)

市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	維持又は修繕の方法
		海岸名、地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		
【中部】 湯梨浜町	鳥取県 (港湾局)	小浜港海岸小浜地区 (湯梨浜町小浜)		護岸	L=211m	4.5m	-	-	湯梨浜町の 一部	森林	未指 定	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、変状の発生 位置や劣化の進行段階に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、日 常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、必要に応じてブ ロックの補充等による適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。 ○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期的 な点検を行い、設置の経年変化や劣 化、損傷を調査するとともに、必要に 応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。 ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線や 護岸前面等の状況を点検し、必要に応 じて養浜等の土砂対策により適切な維 持に努める。
				砂浜	-	-	L=200m	-	湯梨浜町の 一部	住宅地		
湯梨浜町	鳥取県 (港湾局)	石脇港海岸石脇地区 (湯梨浜町石脇)		護岸	L=445m	4.5m	-	-	湯梨浜町の 一部	住宅地	未指 定	
				突堤	L=90m	不明	-	-	-	-		
				離岸堤	L=100m	不明	-	-	-	-		
				砂浜	-	-	L=300m	-	湯梨浜町の 一部	住宅地		
湯梨浜町	鳥取県 (水産庁)	泊漁港海岸泊地区 (湯梨浜町泊)		護岸	L=1199m	3.0 ～ 4.5m	-	-	湯梨浜町の 一部	住宅地	未指 定	
				突堤	21基 L=724m	不明	-	-	-	-		

海岸保全施設整理表(19)

市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	維持又は修繕の方法
				延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		
(続き) 湯梨浜町	鳥取県 (水産庁)	泊漁港海岸泊地区 (湯梨浜町泊)	離岸堤	3基 L=450m	不明	-	-	-	-		○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、変状の発生 位置や劣化の進行段階に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、日 常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、必要に応じてブ ロックの補充等による適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。 ○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期的 な点検を行い、設置の経年変化や劣 化、損傷を調査するとともに、必要に応 じて長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。
			砂浜	-	-	L=2700m	-	湯梨浜町の 一部	住宅地 森林	未指 定	
湯梨浜町	湯梨浜町 (水産庁)	羽合漁港海岸宇野地区 (湯梨浜町宇野～橋津)	護岸	L=412m	2.5m	-	-	湯梨浜町の 一部	公共施設 住宅地		○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期的 な点検を行い、設置の経年変化や劣 化、損傷を調査するとともに、必要に応 じて長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。 ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線や 護岸前面等の状況を点検し、必要に応 じて養浜等の土砂対策により適切な維 持に努める。
			離岸堤	3基 L=300m	不明	-	-	-	-		
			砂浜	-	-	L=800m	-	湯梨浜町の 一部	住宅地 森林	未指 定	
湯梨浜町	湯梨浜町 (水産庁)	羽合漁港海岸橋津地区 (湯梨浜町宇野～橋津)	離岸堤	L=100m	不明	-	-	-	-		○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線や 護岸前面等の状況を点検し、必要に応 じて養浜等の土砂対策により適切な維 持に努める。
			潜堤	L=200m	不明	-	-	-	-		
			砂浜	-	-	L=700m	-	湯梨浜町の 一部	自然公園	未指 定	

海岸保全施設整理表(20)

市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	維持又は修繕の方法
				延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		
北栄町	鳥取県 (水管理・国土保全局)	北条海岸 (北栄町江北から北栄町松神)	潜堤	2基 L=600m	-1.5m	-	-	-	-		○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、変状の発生 位置や劣化の進行段階に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、日 常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、必要に応じてブ ロックの補充等による適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。 ○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期的 な点検を行い、設置の経年変化や劣 化、損傷を調査するとともに、必要に 応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。 ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線や 護岸前面等の状況を点検し、必要に応 じて養浜等の土砂対策により適切な維 持に努める。
			砂浜	-	-	L=3900m	-	北栄町の 一部	森林	未指 定	
北栄町	鳥取県 (水管理・国土保全局)	大栄海岸大栄東地区 (北栄町東園から北栄町由良宿)	潜堤	2基 L=394.3m	-1.5m	2基 L=500.0m	-1.5m	-	-		○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期的 な点検を行い、設置の経年変化や劣 化、損傷を調査するとともに、必要に 応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。 ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線や 護岸前面等の状況を点検し、必要に応 じて養浜等の土砂対策により適切な維 持に努める。
			砂浜	-	-	L=5000m	-	北栄町の 一部	森林	未指 定	
北栄町	鳥取県 (水管理・国土保全局)	大栄海岸大栄西地区 (北栄町由良宿から北栄町大谷)	護岸 (緩傾斜護岸)	L=24.8m	4.5m	-	-	北栄町の 一部	森林		○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期的 な点検を行い、設置の経年変化や劣 化、損傷を調査するとともに、必要に 応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。 ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線や 護岸前面等の状況を点検し、必要に応 じて養浜等の土砂対策により適切な維 持に努める。
			護岸 (緩傾斜護岸)	L=81.2m	4.5m	-	-	北栄町の 一部	森林		
			護岸 (緩傾斜護岸)	L=142.9m	4.5m	-	-	北栄町の 一部	森林		
			護岸 (緩傾斜護岸)	L=45.1m	4.5m	-	-	北栄町の 一部	森林		

海岸保全施設整理表(21)

市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	維持又は修繕の方法
		海岸名、地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		
(続き) 北栄町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	大栄海岸大栄西地区 (北栄町由良宿から北栄町大谷)		護岸 (緩傾斜護岸)	L=16.3m	4.5m	-	-	北栄町の 一部	森林	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、変状の発生 位置や劣化の進行段階に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、日 常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、必要に応じてブ ロックの補充等による適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。 ○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る閉鎖点検及び5年に1回程度の定期的 な点検を行い、設置の経年変化や劣 化、損傷を調査するとともに、必要に 応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。 ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線や 護岸前面等の状況を点検し、必要に 応じて養浜等の土砂対策により適切な維 持に努める。	
				護岸 (緩傾斜護岸)	L=52.6m	4.5m	-	-	北栄町の 一部	森林		
				護岸 (緩傾斜護岸)	L=9.5m	4.5m	-	-	北栄町の 一部	森林		
				砂浜	-	-	L=3000m	-	北栄町の 一部	森林		未指 定
琴浦町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	東伯海岸 (琴浦町八橋)		護岸	L=90.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地	○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る閉鎖点検及び5年に1回程度の定期的 な点検を行い、設置の経年変化や劣 化、損傷を調査するとともに、必要に 応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。 ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線や 護岸前面等の状況を点検し、必要に 応じて養浜等の土砂対策により適切な維 持に努める。	
				護岸	L=66.0m	不明	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
				護岸	L=61.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
				護岸	L=39.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		

海岸保全施設整理表(22)

市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	維持又は修繕の方法
		海岸名、地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		
(続き) 琴浦町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	東伯海岸 (琴浦町八橋)		護岸	L=146.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定期 的な点検・評価を実施し、変状の発生 位置や劣化の進行段階に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、日 常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、必要に応じてブ ロックの補充等による適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。 ○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や劣 化、損傷を調査するとともに、必要に 応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。 ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線や 護岸前面等の状況を点検し、必要に 応じて養浜等の土砂対策により適切な維 持に努める。	
				護岸	L=60.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
				護岸	L=400.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
				護岸	L=51.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
				護岸	L=201.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
				護岸	L=20.6m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
				護岸	L=150.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
				護岸	L=137.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		

海岸保全施設整理表(23)

市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	維持又は修繕の方法
		海岸名、地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		
(続き) 琴浦町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	東伯海岸 (琴浦町八橋)		護岸	L=130.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、変状の発生 位置や劣化の進行段階に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、日 常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、必要に応じてブ ロックの補充等による適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。 ○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期 的な点検を行い、設置の経年変化や劣 化、損傷を調査するとともに、必要に 応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。 ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線や 護岸前面等の状況を点検し、必要に 応じて養浜等の土砂対策により適切な維 持に努める。	
				護岸	L=167.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
				護岸	L=238.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
				護岸	L=94.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
				護岸	L=131.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
				護岸	L=94.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
				護岸	L=115.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
				護岸	L=100.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		

海岸保全施設整理表(24)

市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	維持又は修繕の方法
		海岸名、地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		
(続き) 琴浦町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	東伯海岸 (琴浦町八橋)		護岸	L=120.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地	○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、変状の発生 位置や劣化の進行段階に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、日 常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、必要に応じてブ ロックの補充等による適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。 ○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期的 な点検を行い、設置の経年変化や劣 化、損傷を調査するとともに、必要に応 じて長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。 ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線や 護岸前面等の状況を点検し、必要に応 じて養浜等の土砂対策により適切な維 持に努める。	
				護岸	L=125.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
				護岸	L=140.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
				根固工	L=108.0m	-	-	-	-	-		
				護岸	L=140.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
				根固工	L=125.3m	-	-	-	-	-		
				根固工	L=97.5m	4.5m	-	-	-	-		
				護岸	L=38.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		

海岸保全施設整理表(25)

市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	維持又は修繕の方法
				延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		
(続き) 琴浦町	鳥取県 (水管理・国土保全局)	東伯海岸 (琴浦町八橋)	根固工	L=52.0m	-	-	-	-	-		<p>○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、日常的な巡視や5年に1回程度の定期的な点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、日常的な巡視や5年に1回程度の定期的な点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおける閉鎖点検及び5年に1回程度の定期的な点検を行い、設置の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線や護岸前面等の状況を点検し、必要に応じて養浜等の土砂対策により適切な維持に努める。</p>
			護岸	L=145.0m	4.5m	-	-	琴浦町の一部	住宅地		
			護岸	L=135.9m	4.5m	-	-	琴浦町の一部	住宅地		
			護岸	L=34.6m	4.5m	-	-	琴浦町の一部	住宅地		
			突堤	L=179.0m	2.8m	-	-	-	-		
			護岸	L=79.8m	4.5m	-	-	琴浦町の一部	住宅地		
			護岸	L=138.7m	4.5m	-	-	琴浦町の一部	住宅地		
			離岸堤	L=100.0m	2.5m	-	-	-	-		

海岸保全施設整理表(26)

市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	維持又は修繕の方法
		海岸名、地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		
(続き) 琴浦町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	東伯海岸 (琴浦町八橋)		離岸堤	L=100.0m	2.5m	-	-	-	-		○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、変状の発生 位置や劣化の進行段階に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、日 常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、必要に応じてブ ロックの補充等による適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。 ○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期的 な点検を行い、設置の経年変化や劣 化、損傷を調査するとともに、必要に 応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。 ○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線や 護岸前面等の状況を点検し、必要に 応じて養浜等の土砂対策により適切な維 持に努める。
				護岸	L=21.5m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
				護岸	L=51.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
				護岸	L=65.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
				護岸	L=119.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
				消波工	L=65.0m	3.2m	-	-	-	-		
				離岸堤	L=162.8m	1.5m	-	-	-	-		
				砂浜	-	-	L=1500m	-	琴浦町の 一部	住宅地	未指 定	

海岸保全施設整理表(27)

市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	維持又は修繕の方法
				延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		
琴浦町	鳥取県 (港湾局)	赤碕港海岸八橋地区 (琴浦町八橋)	護岸	L=1034m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	森林	<p>○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、変状の発生 位置や劣化の進行段階に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。</p> <p>○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、日 常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、必要に応じてブ ロックの補充等による適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期的 な点検を行い、設置の経年変化や劣 化、損傷を調査するとともに、必要に 応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線や 護岸前面等の状況を点検し、必要に 応じて養浜等の土砂対策により適切な維 持に努める。</p>	
			突堤	3基 L=276m	不明	-	-	-	-		
			潜堤	3基 L=565m	不明	-	-	-	-		
			砂浜	-	-	L=900m	-	琴浦町の 一部	住宅地		未指 定
琴浦町	鳥取県 (港湾局)	赤碕港海岸赤碕東地区 (琴浦町別所)	護岸	L=1067m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地	<p>○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線や 護岸前面等の状況を点検し、必要に 応じて養浜等の土砂対策により適切な維 持に努める。</p>	
			突堤	L=131m	不明	-	-	-	-		
			砂浜	-	-	L=400m	-	琴浦町の 一部	住宅地		未指 定
琴浦町	鳥取県 (港湾局)	赤碕港海岸赤碕地区 (琴浦町赤碕)	護岸	L=1428m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		

海岸保全施設整理表(28)

市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	維持又は修繕の方法
				延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		
琴浦町	鳥取県 (港湾局)	赤碕港海岸赤碕西地区	護岸	L=384m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、変状の発生 位置や劣化の進行段階に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。
琴浦町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	赤碕海岸赤碕地区 (琴浦町赤碕)	護岸	L=63.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、日 常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、必要に応じてブ ロックの補充等による適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。
			護岸	L=60.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期的 な点検を行い、設置の経年変化や劣 化、損傷を調査するとともに、必要に 応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。
			護岸	L=180.5m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線や 護岸前面等の状況を点検し、必要に 応じて養浜等の土砂対策により適切な 維持に努める。
			護岸	L=64.5m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
			護岸	L=96.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
			護岸	L=90.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		
			護岸	L=80.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		

海岸保全施設整理表(29)

市町村名	海岸管理者 (所管)	区域		種類	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	維持又は修繕の方法
		海岸名、地区海岸名 (地先)			延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		
(続き) 琴浦町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	赤碕海岸赤碕地区 (琴浦町赤碕)		護岸	L=70.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	住宅地		○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、変状の発生 位置や劣化の進行段階に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。
琴浦町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	赤碕海岸八幡地区 (琴浦町八幡)		護岸	L=60.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	森林		○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、日 常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、必要に応じてブ ロックの補充等による適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	L=119.1m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	森林		○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期的 な点検を行い、設置の経年変化や劣 化、損傷を調査するとともに、必要に 応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。
				護岸	L=102.3m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	森林		○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線や 護岸前面等の状況を点検し、必要に 応じて養浜等の土砂対策により適切な維 持に努める。
				護岸	L=53.5m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	森林		
				護岸	L=100.0m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	森林		
				護岸	L=61.9m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	森林		

海岸保全施設整理表(30)

市町村名	海岸管理者 (所管)	区域 海岸名、地区海岸名 (地先)	種類	規模(現況)		規模(改良計画)		受益の地域 及びその状況		備考	維持又は修繕の方法
				延長等	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	延長等 ※単位止	天端高 (T.P.m) ※0.1m丸め	地域	状況		
琴浦町	鳥取県 (水管理・国 土保全局)	赤碕海岸籠津地区 (琴浦町籠津)	護岸	L=85.2m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	公共施設	<p>○護岸・階段式護岸・緩傾斜護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、 日常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、変状の発生 位置や劣化の進行段階に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。</p> <p>○潜堤(人工リーフ)・離岸堤・突堤 波浪による堤体前面の洗掘や堤体ブ ロックの移動・散乱・沈下等について、日 常的な巡視や5年に1回程度の定期的 な点検・評価を実施し、必要に応じてブ ロックの補充等による適切な維持・修繕 に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>○水門・門扉 日常的な巡視、台風期前などにおけ る開閉点検及び5年に1回程度の定期的 な点検を行い、設置の経年変化や劣 化、損傷を調査するとともに、必要に応 じて長寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保する。</p> <p>○砂浜 日常的な巡視や高波浪後に、汀線や 護岸前面等の状況を点検し、必要に応 じて養浜等の土砂対策により適切な維 持に努める。</p>	
			護岸	L=42.1m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	公共施設		
			護岸	L=56.5m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	公共施設		
			護岸	L=36.7m	4.5m	-	-	琴浦町の 一部	公共施設		